

2021年11月23日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
外務大臣 林 芳正 様
経済産業大臣 萩生田 光一 様
厚生労働大臣 後藤 茂之 様

「新型コロナに対する公正な医療アクセスを
すべての人に！」連絡会

要望書

WTO 第 12 回閣僚会合に向けて、新型コロナウイルス感染症に関わる 知的財産権保護の免除支持への政策転換を改めて求めます

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に拡大してから2年近くが経過しています。これまで、ワクチンの開発や診断・治療の進歩など、多くの努力が積み重ねられてきました。しかし、世界レベルでは、一時的に漸減していた感染者数が10月以降、増加に転じており、予断を許さない状況です。

その背景には、世界での深刻なワクチン格差、医療品・医療アクセスの格差があります。一部の先進国では3回目のブースターショットの接種が進む中、多くの途上国では1回目の接種すら十分ではありません。「すべての人が安全にならない限り、誰も安全でない」（No one is safe, until everyone is）と言われるように、コロナ禍の収束には、世界全体で感染を抑制し、強い感染力や毒性を持つ変異株の登場を防ぐことが不可欠です。そのためには、ワクチンを含め、必要な予防・診断・治療をできる限り早く公平に世界に届けていくことと、保健システムの強化や非感染性疾患の予防などを含め、COVID-19 やパンデミックへの対応力・回復力（レジリエンス）の強い社会を作っていくことを、同時並行的に進めていくことが必要です。

2020年10月2日、南アフリカ共和国とインドが世界貿易機関（WTO）に対して「COVID-19に関わる知的財産権保護の一部を免除する」提案を行いました。同提案の共同提案国は64ヶ国（11月現在）に増え、加盟国の半分以上が支持しています。この約1年間、TRIPS 理事会および一般理事会では議論が進められてきましたが、少数の反対国の存在により、現在まで結論が出ていません。5月5日には提案に反対していたアメリカ合衆国政府が支持に態度を変えたものの、それ以降のテキストベースの交渉は進展していません。日本政府は、TRIPS 免除に関する姿勢について公式発表はしていませんが、WTO および国際市民社会においては、「明確に賛成していない国」と理解されています。

そのような中、2021年11月30日～12月3日、ジュネーブにて第12回WTO閣僚会合が開催されます。TRIPS 免除の課題については、基本的に TRIPS 理事会にて議論を進めることが可能であり、閣僚会合を開かなければ決められないものではありません。しかしながら、2年に一度の閣僚会合では、公衆衛生と貿易の課題は重要な位置づけになることは間違いがなく、こうした場において日本政府が TRIPS 免除について賛成の立場を明確に表明することが、提案国はもちろん、国際市民社会から強く期待されています。

私たち、「新型コロナに対する公正な医療アクセスをすべての人に！」連絡会（以下「連絡会」）は、日本政府に対して、WTOにおいて南アフリカ等の共同提案国が提案を行っている「COVID-19に関わる一部の知的財産権保護の免除」に賛成し、今後の交渉に積極的に参加していただくよう、ここに要望するものです。理由は以下の通りです。

1. 「ワクチン・ギャップ」を新規治療薬で繰り返してはならない

同提案の趣旨は、ワクチンを含め、COVID-19に関わる予防・診断・治療技術に関する知的財産権保護を免除し、技術の共有と協力を進めることで、先進国・途上国を含め、より多くのパートナーの対等な形での参加のもとにワクチンやCOVID-19に関わる製品の地域レベルでの技術移転・製造能力向上と増産を進め、COVID-19に関わる世界の公衆衛生上のニーズを満たすことで、より早くCOVID-19のグローバルな収束を実現しよう、ということです。最大の問題は、90年代以降、飛躍的に強化・世界化された知的財産権のもとでのグローバルなCOVID-19対策は限界に直面しており、変異株などの登場によるCOVID-19危機の深刻化に対応できていないということです。

COVID-19 のワクチン・診断・治療・保健システムにかかわる研究開発と供給を一体で進める国際機関や民間財団の枠組み「ACT アクセラレーター」(以下 ACT-A) は、去る 10 月、中間戦略レビューをもとに、2022 年に向けて新戦略計画と予算案を発表しました。この計画では、この 2 年間で進められたワクチンや治療薬等の研究の進展に裨益している先進国と、これらに対するアクセスの格差で苦悩する途上国の分断を評して、COVID-19 は「二つのトラック」(Two-Track) の感染症となったと分析、先進国と途上国の間のギャップを埋めることを ACT-A の主要な役割として再定義しました。また、予算案では、2022 年中の資金ニーズを 234 億ドルと算出しました。しかし、国際社会がこの資金ニーズを満たす見込みは立っていません。

また、この間大きな進展があった経口薬など治療にかかわる新たな製品について、先進国と途上国のギャップを埋める方策について、同戦略計画では十分に記述されていません。経口薬については、メルク社が「モルヌピラビル」、ファイザー社が「バクスロビド」(PF-07321332・リトナビル合剤) について、相次いで「医薬品特許プール」(MPP) との間でライセンス契約を結びましたが、いずれも、COVID-19 の被害が大きかった中南米諸国や一部の上位中所得国を対象外としており、途上国と先進国のギャップを埋めるには不十分です。また対象外となったこれらの国々には確かな医薬品製造キャパシティを有する国々が含まれており、これらのライセンス契約は世界の医薬品生産力を最大限に活用する知的財産権・技術共有にはつながっていません。

2. 知的財産権保護の一部免除を実現し、グローバルな COVID-19 収束を

この現状に鑑みれば、COVID-19 が収束するまでの間、知的財産権の縛りを解き、技術の共有と協力によって、ワクチンや治療薬などの種類および供給の多角化を図ることは、ACT-A が持続可能な形で医薬品の供給を継続する上で不可欠です。さらに、グローバルな COVID-19 の収束のためには、ACT-A の枠を超えて、世界規模で公平に医薬品を供給していくこと、さらに、特に途上国で酸素へのアクセスなどを含め、COVID-19 の予防・診断・治療に必要な各種の物資の供給を進めていくことが必要です。実際、ワクチンについては、WHO の呼びかけによって、アフリカ、中南米、東南アジアで「mRNA ワクチン技術移転ハブ」構想が進められ、現地のワクチン製造企業がこれに呼応する動きが出てきています。こうした動きを本格化し、今後のパンデミックの予防・対策・対応 (PPR) をにらんで、各地域への技術移転、製造能力強化を進めていく必要があります。これをスムーズに達成するためには、知的財産権保護の一時免除は不可欠です。これは、COVID-19 収束に向けた、グローバルな公衆衛生上のニーズを満たすための出発点である、ということができます。

「みな安全でなければ、だれも安全でない」私たちは、この言葉をかみしめつつ、日本政府に対して、WTO において南アフリカ等の共同提案国が提案を行っている「COVID-19 に関わる一部の知的財産権保護の免除」に賛成し、今後の交渉に積極的に参加していただくよう、ここに要望するものです。

「新型コロナに対する公正な医療アクセスをすべての人に！」連絡会

呼びかけ (五十音順)

(特活) アジア太平洋資料センター (PARC) 共同代表 内田聖子

(公財) アジア保健研修所 (AHI) 理事長 斎藤尚文

(特活) アフリカ日本協議会 共同代表理事 津山直子・玉井隆

(特活) 国境なき医師団日本 会長 久留宮隆

(特活) シェア国際保健協力市民の会 共同代表 本田徹、仲佐保

世界民衆保健運動 (People's Health Movement) 日本代表幹事 宇井志緒利

(公社) 日本キリスト教海外医療協力会 会長 畑野研太郎

「新型コロナに対する公正な医療アクセスをすべての人に！」連絡会は、COVID-19 パンデミック下において、途上国・新興国への新規医薬品・新規技術の公正・平等なアクセスをグローバルに保障していくことを目的に政策提言を行う市民社会団体の連絡会として設立されました。連絡先は以下の通りです。

連絡会事務局 (特活) アフリカ日本協議会 (担当: 稲場雅紀、廣内かおり)

東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 3F

電話: 03-3834-6902 E-mail: ajf.globalhealth@gmail.com